

北里大学大学院薬学研究科課程博士及び論文博士の博士論文予備審査会における 特許出願等に関する取扱要領

2016年2月18日 制定

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、北里大学大学院薬学研究科課程博士の学位に関する取扱内規第2条第1項第2号並びに北里大学大学院薬学研究科論文博士の学位に関する取扱内規第4条第1項の規定に基づき、北里大学大学院薬学研究科課程博士及び論文博士における博士論文予備審査会（以下「予備審査会」という。）において、発表する内容に関して、特許出願等を予定している、又は特許出願等の可否を検討している内容が含まれる場合の取扱いを定める。

(用語)

第2条 この要領における用語は、次のとおりとする。

- (1) 発表者とは、学位申請者で、予備審査会で発表する者をいう。
- (2) 主催者とは、予備審査会を開催する薬学研究科長（以下「研究科長」という。）をいう。
- (3) 参加者とは、予備審査会に参加する全ての者をいう。

(対応の申請)

第3条 発表者は、予備審査会で発表する内容に関して、特許出願等を予定している、又は特許出願等の可否を検討している内容が含まれる場合は、あらかじめ次の者にその旨を申し出るものとする。

- (1) 課程博士の場合は、研究指導教員
 - (2) 論文博士の場合は、設置長又は所属長（以下「設置長等」という。）
- 2 研究指導教員又は設置長等は、発表者からの申し出の内容を確認の上、所定の様式（様式第1）により、次条第1項の規定による対応を主催者に申請するものとする。

(主催者が講ずる措置)

第4条 主催者は、前条による申請が研究科委員会で承認された場合は、発表内容について、特許法第29条第1項の規定に該当しないなど、発表者の不利益にならないよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 主催者は、前項の措置を講じた場合、予備審査会後の特許出願等について責任を負わないものとする。

(参加者の守秘義務)

第5条 参加者は、予備審査会で発表される内容について、守秘義務に同意し、主催者が作成した所定の様式（様式第2）に署名しなければならない。

(参加者の資格)

第6条 参加者は、次の者に限定する。

- (1) 博士論文の審査委員会委員
- (2) 博士論文の審査を受ける者
- (3) 博士論文の審査を受ける者の所属する研究室、部門等の教員
- (4) 博士論文の審査を受ける者を研究指導した者
- (5) その他主催者が認めた者

(参加者への事前周知)

第7条 主催者は、予備審査会の開催案内において、参加者の守秘義務等について周知しなければならない。

(予備審査会場)

第8条 主催者は、予備審査会場について、参加者以外の者の任意の入退場制限及び発表内容の漏洩防止が可能な場所を設定しなければならない。

(予備審査会で使用する配付資料の取扱い)

第9条 主催者は、予備審査会のために発表者が作成した資料を参加者に配付する場合は、予備審査会を行う場所、時間内において配付し、退場時に当該資料を回収する措置をとらなければならない。

(持ち込み物品の制限)

第10条 参加者は、録音装置、映像撮影装置等の持ち込み及び記録を行ってはならない。

(個別の学位審査)

第11条 研究科長は、必要と認める場合、研究科委員会の承認を得て、予備審査会に代えて、主査、副査及び発表者だけによる個別の学位審査を行うことができるものとする。

2 前項の個別の学位審査を行う場合、第5条、第7条、第8条、第9条の規定を適用するものとする。この場合、予備審査会は個別審査会に読み替える。

(準用)

第12条 この取扱要領は、必要に応じて学部における卒業論文発表会及び大学院修士課程における修士論文発表会に準用する。

(その他)

第13条 その他、この取扱要領に定めのない事項については、主催者の決定するところによる。

(取扱要領の改廃)

第14条 この取扱要領の改廃は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

附 則

この取扱要領は、2016年3月18日から施行する。